

別添

佐治川ダムテレメータ放流警報設備点検業務委託（ゼロ県債）仕様書

- 1 業務名称 佐治川ダムテレメータ放流警報設備点検業務委託（ゼロ県債）
（以下「本委託業務」という。）
- 2 業務場所 鳥取県鳥取市佐治町尾際外
- 3 業務期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 提出図書
（1）受注者は契約締結後7日以内に次の図書を発注者に提出するものとする。
 - ア 工程表
 - イ 現場代理人選任通知書
 - ウ 主任技術者選任通知書イ、ウは兼ねることが出来る。なお提出部数は2部とする。
（2）受注者は点検が完了したときには次の成果品を提出するものとする。
 - ア 報告書 A4版とし、1部ごとに写真を貼付し2部提出のこと。
（3）受注者は、令和8年3月31日までに業務完了通知書を提出すること。
- 5 点検内容
（1）一般事項
 - ア 一般事項
本委託業務は本仕様書に基づくほか、下記規格及び基準に適合すること。
受注者は下記点検対象設備（以下「設備」という。）の機能保全のため技術者等を派遣し、業務等（個別及び臨時点検）を行うものとする。（臨時点検（設備障害）時には速やかに対応できるよう代替機等を確保しておくこと。）
なお、本仕様書に示されていない事項であっても設備の機能上必要と認められる軽微な点検は、受注者の負担において実施するものとする。
 - イ 規格及び基準
 - （ア）電気通信施設点検業務共通仕様書（案）及び同点検基準（国土交通省）
 - （イ）日本工業規格（JIS）
 - （ウ）電気設備技術基準
 - （エ）日本電気機械工業会標準規格（EIAJ）
 - （オ）電波法及び関係法例
 - （カ）佐治川ダム操作規則・細則
 - （キ）電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省）
 - （ク）その他関係法令・規格・基準等
- （2）特記事項
 - ア 点検対象設備
詳細は、「佐治川ダムテレメータ放流警報設備点検業務委託（ゼロ県債）点検設備機器一覧表」及び図面による。
 - イ 消耗品の交換
下記消耗品を交換すること。なお、交換部品は発注者が準備し、交換に要する費用は受注者の負担とする。
 - ・ インクリボン、トナー、プリンタ用紙、電池、ファン等

ウ 避雷針接続箱の補修

屋外盤等において、軽微な発錆を確認した場合、ケレン塗装の補修を実施すること。補修に要する費用は受注者の負担とする。

エ 機器の操作

本委託業務の遂行に当たり機器の操作は責任を持って行うこと。なお、操作は監督員の立会いにより実施するものとする。

オ 点検の期間

年次定期点検は令和7年4月1日から令和7年6月9日の期間内に実施することとし、日程は事前に監督員と協議して決定すること。

点検の実施に当たっては事前に綿密な工程打合せを行い、気象状況に注意し、洪水等が予想される場合は点検を中止し、機器が使用可能な状態に復旧するとともに点検を延期すること。

カ 報告書の提出及び検査

オの点検が完了したときには報告書を2部提出すること。また、令和8年3月31日までに業務完了通知書を提出し発注者の検査を受けること。

キ 臨機の処置

点検中に災害又は事故が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を発注者に報告すること。

ク 養生及び後片付け

点検を行う上で、既存部分を汚染又は損傷するおそれがある場合は、適切な方法で養生を行うこと。また、点検完了後には、作業部分の後片付け及び清掃を行うこと。

なお、受注者の責めにより既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成に習い補修をすること。第三者に損害を与えた場合は賠償を行うこと。

ケ 機器故障時の対応

業務期間中において対象機器が故障した場合は、速やかにかつ責任をもって対処すること。なお、修理に必要な費用については、本仕様書外とし、別途協議のうえ決める。

6 委託料の支払

委託料は本仕様書の5（2）カに示す検査に合格した後、支払うものとする。

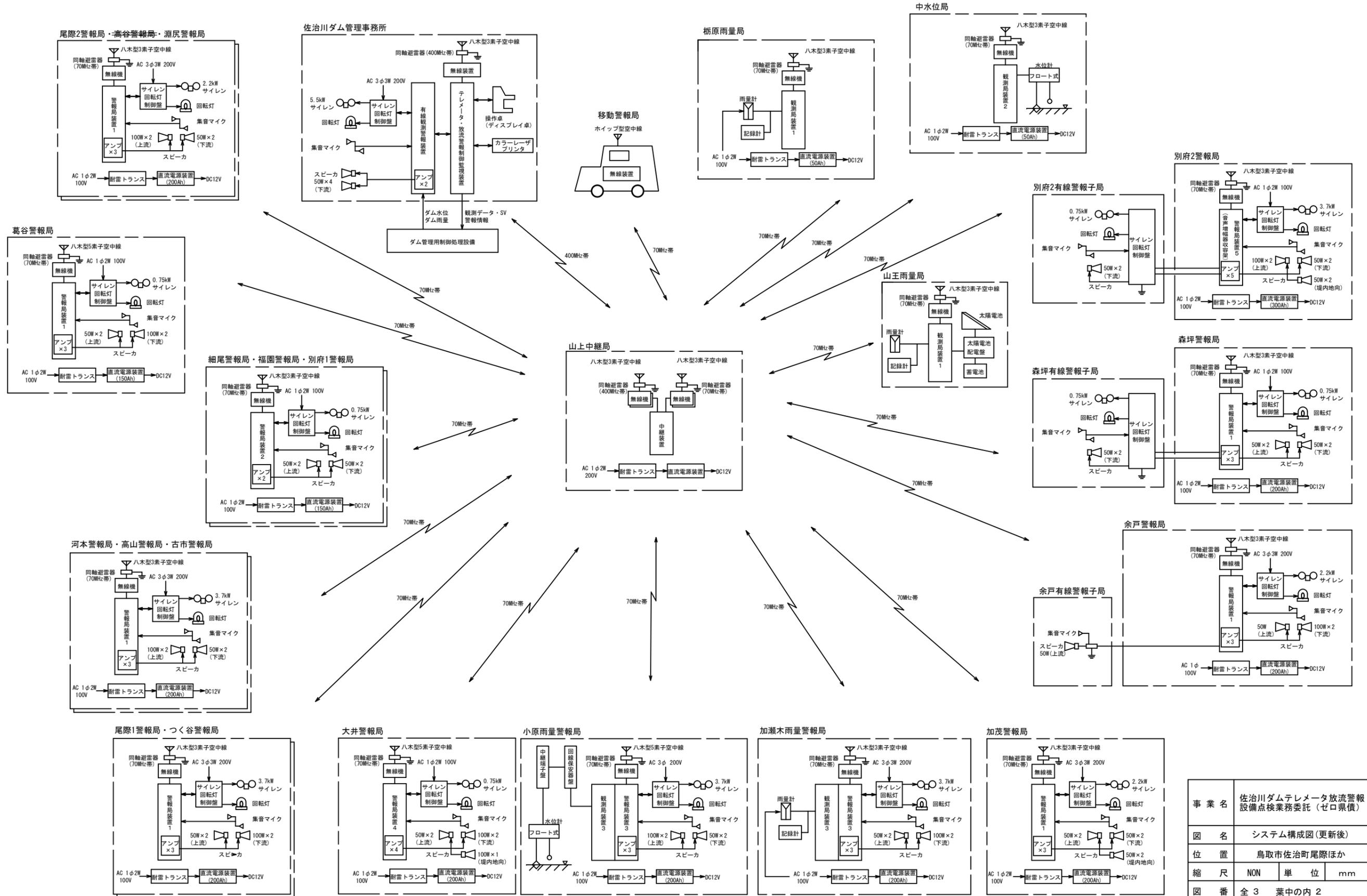
7 その他

本仕様書に疑義を生じた場合は監督員と協議するものとする。

佐治川ダムテレメータ放流警報設備点検業務委託（ゼロ県債）点検設備機器一覧表

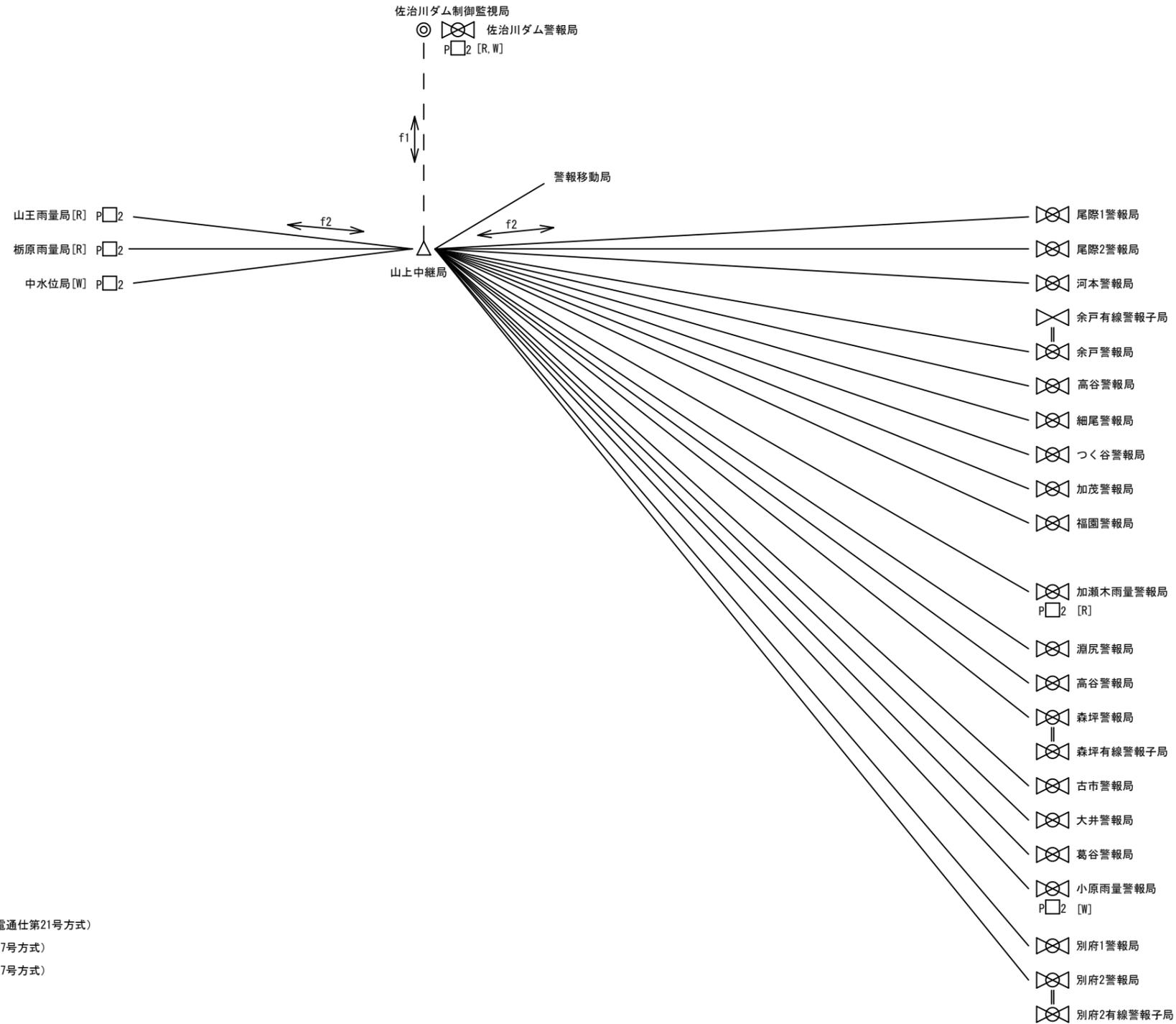
No.	品名	納入メカ	点検対象	数量	備考
	テレメータ放流警報設備				
3-1	佐治川ダム管理事務所				
3-1-1	テレメータ監視装置	NEC	○	1式	無線機含む
3-1-2	遠方手動操作卓	"	○	1式	
3-1-3	放流警報制御装置	"	○	1式	
3-1-4	ダム有線放流警報装置	"	○	1式	サイレン制御盤・サイレン・スピーカー・集音マイク・回転灯含む
3-1-5	プリンタ	"	○	2台	
3-2	警報局ほか				
3-2-1	山上中継局	NEC	○	1局	中継装置・無線機2式・直流電源装置・耐雷トランス・局舎ほか装柱物
3-2-2	山王雨量局	"	○	1局	無線機・観測装置・雨量計・太陽電池・蓄電池・局舎ほか装柱物
3-2-3	栃原雨量局	"	○	1局	無線機・観測装置・雨量計・直流電源装置・耐雷トランス・局舎ほか装柱物
3-2-4	中水位局	"	○	1局	無線機・観測装置・水位計・直流電源装置・耐雷トランス・局舎ほか装柱物
3-2-5	尾際1警報局	"	○	1局	無線機・警報装置・直流電源装置・耐雷トランス・局舎ほか装柱物
3-2-6	尾際2警報局	"	○	1局	無線機・警報装置・直流電源装置・耐雷トランス・局舎ほか装柱物
3-2-7	河本警報局	"	○	1局	無線機・警報装置・直流電源装置・耐雷トランス・局舎ほか装柱物
3-2-8	余戸子局(有線局)	"	○	1局	スピーカーほか装柱物
3-2-9	余戸警報局	"	○	1局	無線機・警報装置・直流電源装置・耐雷トランス・局舎ほか装柱物
3-2-10	高谷警報局	"	○	1局	無線機・警報装置・直流電源装置・耐雷トランス・局舎ほか装柱物
3-2-11	細尾警報局	"	○	1局	無線機・警報装置・直流電源装置・耐雷トランス・局舎ほか装柱物
3-2-12	春谷警報局	"	○	1局	無線機・警報装置・直流電源装置・耐雷トランス・局舎ほか装柱物
3-2-13	加茂警報局	"	○	1局	警報装置・直流電源装置・耐雷トランス・局舎ほか装柱物
3-2-14	福園警報局	"	○	1局	警報装置・直流電源装置・耐雷トランス・局舎ほか装柱物
3-2-15	加瀬木雨量局・警報局	"	○	1局	無線機・観測装置・雨量計・警報装置・直流電源装置・耐雷トランス・局舎ほか装柱物
3-2-16	淵尻警報局	"	○	1局	無線機・警報装置・直流電源装置・耐雷トランス・局舎ほか装柱物
3-2-17	高山警報局	"	○	1局	無線機・警報装置・直流電源装置・耐雷トランス・局舎ほか装柱物
3-2-18	森坪警報局	"	○	1局	無線機・警報装置・直流電源装置・耐雷トランス・局舎ほか装柱物
3-2-19	森坪子局(有線局)	"	○	1局	サイレン制御盤ほか装柱物
3-2-20	古市警報局	"	○	1局	無線機・警報装置・直流電源装置・耐雷トランス・局舎ほか装柱物
3-2-21	大井警報局	"	○	1局	無線機・警報装置・直流電源装置・耐雷トランス・局舎ほか装柱物
3-2-22	葛谷警報局	"	○	1局	無線機・警報装置・直流電源装置・耐雷トランス・局舎ほか装柱物
3-2-23	小原水位局・警報局	"	○	1局	無線機・観測装置・水位計・警報装置・直流電源装置・耐雷トランス・局舎ほか装柱物
3-2-24	別府1警報局	"	○	1局	無線機・警報装置・直流電源装置・耐雷トランス・局舎ほか装柱物
3-2-25	別府2警報局	"	○	1局	無線機・警報装置・直流電源装置・耐雷トランス・局舎ほか装柱物
3-2-26	別府2子局(有線局)	"	○	1局	サイレン制御盤ほか装柱物
3-2-27	陸上移動局(車載無線機)	"	○	1局	無線機・中継起動装置

佐治川ダムテレメータ放流警報設備システム構成図



事業名	佐治川ダムテレメータ放流警報設備点検業務委託（ゼロ県債）		
図名	システム構成図（更新後）		
位置	鳥取市佐治町尾際ほか		
縮尺	NON	単位	mm
図番	全 3 葉中の内 2		
令和 7 年度施工	鳥 取 県		
	鳥 取 県 土 整 備 事 務 所		

佐治川ダムテレメータ放流警報設備無線回線系統図



凡例

- ◎ : 制御監視局
- P□2 : 観測局 (R : 雨量、W : 水位 : 国電通仕第21号方式)
- ☒ : 警報局 (サイレン : 国電通仕第27号方式)
- ☒ : 警報局 (スピーカ : 国電通仕第27号方式)
- : 無線回線 (f1=407.15MHz)
- : 無線回線 (f2=71.79MHz)
- : 有線回線

事業名	佐治川ダムテレメータ放流警報設備点検業務委託 (ゼロ県債)		
図名	無線回線系統図 (更新後)		
位置	鳥取市佐治町尾際ほか		
縮尺	NON	単位	mm
図番	全 3 葉中の内 3		
令和 7 年度施工	鳥取県		
	鳥取県土整備事務所		